

○電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を改正する省令案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（電気通信主任技術者の選任を要しない場合）</p> <p>第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第七項において単に「指定都市」という。）にあつては、その区又は総合区の区域）を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満であるときであつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されているとき又はその事業用電気通信設備が専らドメイン名関連事業（電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）第六条第二項に規定するドメイン名関連事業をいう。）の用に供するものである場合とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 学校教育法による短期大学（<u>同法による専門職大学の前期課程を含む。</u>）若しくは高等専門学校、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者（<u>同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者</u>）であつて、事業用電</p>	<p>（電気通信主任技術者の選任を要しない場合）</p> <p>第三条の二 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に四年以上従事した経験を有するもの</p>

気通信設備の工事、維持又は運用の業務に四年以上従事した経験を有するもの

三、四 「略」

2、7 「略」

(試験の申請)

第十六条 試験（指定試験機関が試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別表第七号様式の申請書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、次の各号に掲げるものを添えるものとする。

一 「略」

二 第十二条第二項の規定による試験の免除を申請する者は、卒業証明書（学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者にあつては修了証明書）及び別表第八号様式の経歴証明書

三 「略」

2、3 「略」

三、四 「同上」

2、7 「同上」

(試験の申請)

第十六条 「同上」

一 「同上」

二 第十二条第二項の規定による試験の免除を申請する者は、卒業証明書及び別表第八号様式の経歴証明書

三 「同上」

2、3 「同上」

別表第六号（第十二条第二項関係）

受験する試験の種類						区分
伝送交	換主任	技術者	資格者	証に係るもの	受験する試験の種類	
[略]	[略]	[略]	[略]	学校教育法による短期大学（同法）による専門職大学の前期課程を含む	学歴	受験者の経歴
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	電気通信事業者の事業用電気通信設備の工	電気通信事業者の事業用電気通信設備の工
○	○	○	○	○	事、維持又は運用に関する卒業後の実務経験年数	電気通信事業者の事業用電気通信設備の工
○	○	○	○	○		力
○		○				能
						管理
						設備及び設備管理
						線路
						法規
						免除する試験科目

別表第六号（第十二条第二項関係）

受験する試験の種類						区分
伝送交	換主任	技術者	資格者	証に係るもの	受験する試験の種類	
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校、旧専門学校令に	学歴	受験者の経歴
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	電気通信事業者の事業用電気通信設備の工	電気通信事業者の事業用電気通信設備の工
○	○	○	○	○	事、維持又は運用に関する卒業後の実務経験年数	電気通信事業者の事業用電気通信設備の工
○	○	○	○	○		力
○		○				能
						管理
						設備及び設備管理
						線路
						法規
						免除する試験科目

	[略]	む。若しくは高等専門学校、旧専門学校令による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）
[略]	[略]	
○	○	
/	/	
	[同上]	よる専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者
[同上]	[同上]	
○	○	
/	/	

線路主	任技術	者資格	者証に	係るも	の	の係るも者証に者資格任技術線路主								
						略	略	略	略	略	略	略	略	略
						略	略	略	略	略	略	略	略	略
						○	○	○	○	○	○	○	○	○
						○	○		○	○				○
							/	/	/	/	/	/	/	○
						○			○				/	

線路主	任技術	者資格	者証に	係るも	の	の係るも者証に者資格任技術線路主								
						同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
						同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
						○	○	○	○	○	○	○	○	○
						○	○		○	○				○
							/	/	/	/	/	/	/	○
						○			○				/	

注 免除する試験科目は、○印を付したものとす。

[略]			学（土木工学を含む。）に関する学科を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）
[略]	[略]	[略]	
○	○	○	
○	○		
/	/	/	
○			

注 免除する試験科目は、○印を付したものとす。

[同上]			卒業した者
[同上]	[同上]	[同上]	
○	○	○	
○	○		
/	/	/	
○			